

紀南環境広域施設組合議会定例会規則

制定 平成 25 年 8 月 1 日 規則第 28 号

紀南環境広域施設組合議会定例会条例（平成 25 年紀南環境広域施設組合条例第 4 号）の規定による紀南環境広域施設組合議会の定例会は、毎年 2 月及び 10 月に招集する。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。